

## 館林市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

### 1 中間見直しの概要

「第 2 期館林市子ども・子育て支援事業計画」の策定期間は、令和 2 年度から令和 6 年度であることから、本市においても、内閣府が定めた基本指針に基づき、中間年にあたる令和 4 年度に計画の見直しを実施するものです。

### 2 見直し内容

#### (1) 本市の見直しの考え方について

今回の見直しでは、施設整備の進捗状況や事業の実施状況・利用状況等の変化により、必要に応じて見直しを検討し、「館林市子ども・子育て会議」にて審議を行い、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を、地域の状況やニーズに合わせ見直していきます。

#### (2) 見直しを行う項目〈資料 2〉

##### 【教育・保育】

- ・ 認定こども園及び幼稚園（1 号認定）…P1
- ・ 認定こども園及び認可保育園、認可外保育施設（2 号認定）…P2
- ・ 認定こども園及び認可保育園、特定地域型保育事業、  
認可外保育施設（3 号認定）…P3

##### 【地域子ども・子育て支援事業】

- ・ 地域子育て支援拠点事業 …P5
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業 …P7
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）…P16
- ・ 放課後子ども教室 …P17

「量の見込み」とは、市民の利用希望見込数を示したもの。

「確保方策」とは、「量の見込み」の受け入れ可能見込み数を示したもの。

「確保方策」が「量の見込み」を下回っている場合は、その状態を解消するための取組を積極的に進めていくこととなります。